

福岡市共創のまちづくり推進検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市共創のまちづくり推進検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会では、共創のまちづくりを推進し、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 自治協議会や自治会・町内会の位置づけに関すること。
- (2) 地域への支援のあり方に関すること。
- (3) その他市長が委嘱する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、自治協議会等会長、自治会・町内会会長、公民館館長、地域活動を実践する企業・NPOの代表者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、委員の同意を得て任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員がやむを得ない事情により委員会に出席できない場合は、書面又はその他の方法により意見等を聴取することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、原則としてこれを公開とする。

- 2 委員会の傍聴に係る手続きその他傍聴に必要な事項は、市長が別に定める。
- 3 委員会の傍聴が困難な場合は、委員会の公開の方法については、市長が決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

福岡市共創のまちづくり推進検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 等	分 野
石森 久広	西南学院大学副学長	学識経験者
楠下 広師	中央区春吉1丁目1区町内会長	自治会・町内会会長
古賀 桃子	ふくおか NPO センター代表	NPO
貞清 潔	共創による地域づくりアドバイザー	地域活動実践者
添田 祥史	福岡大学人文学部教育・臨床心理学科准教授	学識経験者
平川 みどり	公民館館長会会長	公民館館長
松永 マツエ	自治協議会等7区会長会 代表	自治協議会等会長
宮田 智史	NPO 法人ドネルモ事務局長	地域活動実践者
森田 昌嗣	九州大学名誉教授	学識経験者
守田 有理子	(株)ふくや支援部網の目コミュニケーション室長	企業

(五十音順・敬称略)